

令和4年3月4日

建設業・不動産業関係 業界団体の皆様

## 【周知依頼】水際措置の人数緩和について（3月14日のフライトから）

国土交通省 不動産・建設経済局  
国際市場課国際展開推進官

3月1日より緩和されている水際措置につきまして、3月14日からの追加緩和が以下のとおり発表されましたので、お知らせいたします。

具体的に何が変わるかと言えば、入国者総数の制限は航空券の予約数に上限を設けることを以て行っているところ、3月14日以降は従来より航空券を予約が容易になります。

詳細については、下記の内閣官房オミクロンタスクフォースHPをご参照ください。

### ●内閣官房オミクロンタスクフォースHP

「第27回オミクロン株への対応に関するタスクフォース議事次第・資料(令和4年3月3日)」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/omicron\\_tf/dai27/gijisidai.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/omicron_tf/dai27/gijisidai.pdf)

### 記

#### 1. 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日 5,000 人目途を、3月14日から1日 7,000 人を目途に引き上げ。

#### 2. 外国人留学生の着実な受け入れの実施

上記とは別に、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施するため、「留学生円滑入国スキーム」を設ける。

※本件措置の中身に関する問い合わせは、以下コールセンターまでお願い致します。

### ●新たな措置 (27) コールセンター

TEL 050-1751-2158 または 050-1741-8558

受付時間：9時から21時まで（土日祝日含む）

以 上